# 令和2年度イノシシ管理検討委員会

日時 令和2年8月6日(木)10:00~12:00 場所 岩手県公会堂2階 21号室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
- (1) 令和元年度イノシシ管理対策の実施状況について (報告)
- (2) 令和元年度指定管理鳥獣等捕獲事業評価報告について(協議)
- (3) 令和2年度イノシシ管理対策について(協議)
- (4) その他
- 4 閉 会

# イノシシ管理検討委員会出席者名簿

| 区分        | 所属  | 職名      | 氏 名 出欠  | 備考              |
|-----------|---|---------|---------|-----------------|
|           | 国立大学法人岩手大学  | 名 誉 教 授 | 青井俊樹 出  | 委 員 長           |
| 学識<br>経験者 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>東北農業研究センター福島研究拠点農業放射線<br>研 究 セ ン タ ー 営 農 再 開 グ ル ー プ | 研 究 員   | 藤本竜輔出   |                 |
|           | 合同会社東北野生動物保護管理センター  | 代表      | 宇野壮春出   |                 |
|           | 岩手県鳥獣保護巡視員協議会   | 会 長     | 藤澤富男出   |                 |
| 関係<br>団体  | 公益社団法人岩手県猟友会  | 専 務 理 事 | 菅野 範正 出 |                 |
|           | 全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岩手県本部営農支援部営農技術課   | 課長      | 加澤直志出   |                 |
|           | 岩手県農林水産部農業振興課   | 担い手対策課長 | 今泉 元伸 出 |                 |
| 行政<br>機関  | 一関市農林部農地林務課   | 課長      | 松川一仁出   |                 |
|           | 雫 石 町 農 林 課   | 課長      | 天川 雅彦 欠 | 谷崎 修 主任<br>代理出席 |
|           | 計9名   |         |         |                 |

| 区分     | 所属   | 職名      | 氏 名     | 備考 |
|--------|--|---------|---------|----|
|        | 岩手県農林水産部農業振興課                                | 技 師     | 田口 礼人   |    |
|        | 岩手県環境保健研究センター                                | 主任専門研究員 | 鞍 懸 重 和 |    |
|        |  | 総括課長    | 谷藤 親史   |    |
| 事務局    |  | 主 任 主 査 | 菅 原 英 明 |    |
|        | 岩手県環境生活部自然保護課                                | 主 任 主 査 | 髙橋秀彰    |    |
|        |  | 技 師     | 澤口幸司    |    |
|        |  | 技 師     | 寺田 駿平   |    |
|        | 岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部                            | 技 師     | 松本 泰斗   |    |
|        | 岩手県県南広域振興局保健福祉環境部                            | 技 師     | 田村京一    |    |
|        | 岩手県県南広域振興局保健福祉環境部<br>花 巻 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー | 主 任     | 水本清教    |    |
|        | 岩手県県南広域振興局保健福祉環境部<br>一 関 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー | 技 師     | 村山 千尋   |    |
| オブザーバー | 岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部                            | 技 師     | 林  美 緒  |    |
|        | 岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部宮 古 保 健 福 祉 環 境 セ ン タ ー     | 技 師     | 岩 渕 直 幸 |    |
|        | 岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境でンター               | 技 師     | 村居勇佑    |    |
|        | 岩手県県北広域振興局保健福祉環境部                            | 技 師     | 大橋 慶太郎  |    |
|        | 岩手県県北広域振興局保健福祉環境部二 戸 保 健 福 祉 セ ン タ ー         | 主 任 主 査 | 菊 池 彰   |    |

# イノシシ管理検討委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1 本県に生息するイノシシの管理及び農林作物被害の防止等について、具体的な対策 を検討し、適正な管理を推進するため、「イノシシ管理検討委員会」(以下「委員会」 という。)を設置する。

#### (検討事項)

- 第2 委員会は次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更に関すること
  - (2) 個体数管理に関すること
  - (3) 生息環境管理に関すること
  - (4) 被害防除対策に関すること
  - (5) モニタリング等の調査研究に関すること
  - (6) その他イノシシの管理に関すること

#### (組織)

- 第3 委員会は、委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係団体及び行政機関等で委員会の運営に必要と認められる者 のうちから、環境生活部長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから予め委員長が指名 する委員が、その職務を代行する。
- 6 委員会の検討事項を専門的に審議するため、必要に応じて委員会に委員若干名をもって構成する専門部会を置くことができる。

#### (任期)

第4 委員の任期は委嘱の日から、その日を含むイノシシ管理計画の期間が満了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

- 第5 委員会は、必要に応じて環境生活部長が招集する。
- 2 環境生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。 (庶務)
- 第6 委員会の庶務は、環境生活部自然保護課において処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が 別に定める。

#### 附則

- この要綱は、平成28年4月28日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

# 令和元年度のイノシシ管理対策の実施状況について

# 1 個体数管理

# (1) 捕獲頭数

第2次イノシシ管理計画(H29~R3)に基づき、生息域拡大の抑制及び農林業被害の抑制を 図ることを目的として、市町村による有害捕獲、県・猟友会による指定管理鳥獣捕獲等事業 による捕獲、狩猟による捕獲を推進した結果、令和元年度の捕獲頭数は 346 頭の捕獲実績と なった。(資料 No. 1-1参照)

| <b>岩毛</b> 国 全 域 の イ | ノシシの捕獲頭数 |  |
|---------------------|----------|--|
| 石丁宗主場の1.            | ノンノリ州安頭奴 |  |

|      |     |     | 岩手県슄 | È域のイ | / シシの‡ | 甫獲頭数 |     | (単  | 位:頭) |
|------|-----|-----|------|------|--------|------|-----|-----|------|
| 捕獲区分 | H23 | H24 | H25  | H26  | H27    | H28  | H29 | H30 | R1   |
| 有害捕獲 | 2   | 1   | 22   | 32   | 25     | 42   | 43  | 100 | 145  |
| 指定管理 | _   | _   | _    | _    | _      | 27   | 24  | 133 | 190  |
| 狩猟   | 0   | 0   | 15   | 15   | 15     | 25   | 13  | 10  | 11   |
| 計    | 2   | 1   | 37   | 47   | 40     | 94   | 80  | 243 | 346  |

# 市町村別のイノシシの捕獲頭数

|            |      |       | 市町  | 村別のイ | ノシシの | の捕獲頭数 | 数   |     | (単位: | 頭)  |
|------------|------|-------|-----|------|------|-------|-----|-----|------|-----|
| 振興局        |      |       |     |      | 市町村  |       |     |     |      | 合計  |
| 盛岡広域       | 盛岡市  | 八幡平市  | 雫石町 | 葛巻町  | 岩手町  | 滝沢市   | 紫波町 | 矢巾町 |      | 30  |
| 蓝间丛场       | 3    | 0     | 21  | 1    | 0    | 0     | 5   | 0   |      | 30  |
| 県南広域       | 奥州市  | 金ケ崎町  | 花巻市 | 遠野市  | 北上市  | 西和賀町  | 一関市 | 平泉町 |      | 285 |
| <b>宋</b> 田 | 69   | 1     | 17  | 0    | 12   | 0     | 136 | 50  |      | 200 |
| 沿岸広域       | 大船渡市 | 陸前高田市 | 住田町 | 釜石市  | 大槌町  | 宮古市   | 山田町 | 岩泉町 | 田野畑村 | 20  |
| 冶井丛场       | 1    | 10    | 3   | 2    | 0    | 4     | 0   | 0   | 0    | 20  |
| 県北広域       | 久慈市  | 普代村   | 野田村 | 洋野町  | 二戸市  | 軽米町   | 九戸村 | 一戸町 | _    | 11  |
| 宋礼丛域       | 1    | 0     | 0   | 8    | 0    | 2     | 0   | 0   |      | ''  |

# イノシシの捕獲実績のある市町村 (単位:市町村数)

| 振興局  | H23 | H24 | H25 | H26 | H27               | H28                                     | H29                      | H30                                     | R1   |
|------|-----|-----|-----|-----|-------------------|---|--------------------------|---|--|
|      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0                 | 1                                       | 1                        | 3                                       | 4  |
| 盛岡広域 |     |     |     |     |                   | 雫石町                                     | 雫石町                      | 雫石町<br>盛岡市<br>紫波町                       | 雫石町<br>盛岡市<br>紫波町<br>葛巻町                   |
|      | 1   | 1   | 1   | 1   | 3                 | 6                                       | 4                        | 6                                       | 6  |
| 県南広域 | 一関市 | 一関市 | 一関市 | 一関市 | 一関市<br>奥州市<br>北上市 | 一関市<br>奥州市<br>北上市<br>花巻市<br>西和賀町<br>平泉町 | 一関市<br>奥州市<br>北上市<br>平泉町 | 一関市<br>奥州市<br>北上市<br>花巻市<br>西和賀町<br>平泉町 | 一関市<br>奥州市<br>北上<br>北巻市<br>平泉<br>町<br>金ケ崎町 |
|      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0                 | 1                                       | 3                        | 3                                       | 5  |
| 沿岸広域 |     |     |     |     |                   | 陸前高田市                                   | 陸前高田市<br>山田町<br>住田町      | 陸前高田市<br>住田町<br>岩泉町                     | 陸前高田市<br>住田町<br>釜石市<br>宮古市<br>大船渡市         |
|      | 0   | 0   | 0   | 0   | 0                 | 0                                       | 0                        | 1                                       | 3  |
| 県北広域 |     |     | _   |     | _                 |   |                          | 洋野町                                     | 洋野町<br>久慈市<br>軽米町                          |
| 合計   | 1   | 1   | 1   | 1   | 3                 | 8                                       | 8                        | 13                                      | 18   |

#### (2) 狩猟による捕獲の促進

# ① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、県独自に狩猟期間を延長した。

# イノシシ管理計画による狩猟規制の緩和内容

| 項目        | 第1次計画<br>(H28.10策定) | 第2次計画<br>(H29.3策定) |
|-----------|---------------------|--------------------|
| 狩猟期間      | 全県下                 | 全県下                |
| 77 0代为[申] | 11月15日~2月15日        | 11月1日~3月末日         |

通常:11月15日~2月15日

# ② 休猟区等の見直し

令和元年度は鳥獣保護区1箇所について、鳥獣の捕獲の妨げとなっているとの意見があったことから、鳥獣保護区域内の一部を特定猟具使用禁止区域(銃器)に見直しを行った。

# 鳥獣保護区指定件数の推移

|        | H23      | H24      | H25      | H26      | H27      | H28      | H29      | Н30      | R1       |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 件数(件)  | 143      | 142      | 139      | 135      | 133      | 132      | 131      | 129      | 129      |
| 面積(ha) | 146, 535 | 144, 220 | 141, 196 | 138, 315 | 131, 503 | 130, 437 | 129, 885 | 128, 286 | 127, 973 |

# (参考) 休猟区指定件数の推移

|            | /  | H23      | H24     | H25     | H26     | H27     | H28     | H29    | Н30 | R1 |
|------------|----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-----|----|
| 111 200 (1 | #) | 60       | 12      | 15      | 6       | 6       | 4       | 2      | 0   | 0  |
| 7 1± (1    | a) | 144, 123 | 28, 694 | 34, 075 | 13, 857 | 15, 920 | 10, 203 | 3, 838 | 0   | 0  |

#### (3) 有害捕獲

# ① 有害捕獲頭数

鳥獣被害防止総合対策交付金等(農林水産省)を活用し、25 市町で有害捕獲に取り組み、 捕獲実績があったのは18 市町で、捕獲頭数の合計は145 頭であった。

#### ② 有害捕獲関連対策

農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため、各市町村において有害捕獲の実施のほか、次の取組を行った。

くくりわなの購入:9市町

・ はこわなの購入:4市町

センサーカメラ等 ICT 関連機器の購入:4市町

# ③ 有害捕獲許可の権限移譲

イノシシの有害捕獲許可事務の迅速な対応により住民サービスの向上を図るため、全市 町村への有害捕獲許可の権限移譲を行っている。

#### (4) 指定管理鳥獣捕獲

指定管理鳥獣捕獲等事業(環境省)を活用し、県内全域における捕獲を実施し、捕獲頭数は190頭であった。(結果等については資料 No. 2 参照)

実施区域:岩手県全域

• 実施主体:岩手県

捕獲時期:令和元年11月~令和2年2月実施方法:認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

#### (5) 捕獲の担い手の確保・育成

# ① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回実施した。新規免許取得者は290人であった。

# 狩猟免許試験実施状況

| 開催地         | 受験者数 | 合格者数 | 合格率 | 備考                      |
|-------------|------|------|-----|-------------------------|
| 八幡平市(7/14)  | 85人  | 82人  | 96% |                         |
| 盛岡市 (9/15)  | 81人  | 79人  | 98% | H30年度の実施状況<br>受験者数 334人 |
| 滝沢市 (12/15) | 138人 | 129人 | 93% | 合格者数 313人<br>(94%)      |
| 計           | 304人 | 290人 | 95% |                         |

#### ② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、狩猟免許試験予備講習会 (受講料無料)を公益社団法人岩手県猟友会に委託して合計3回実施した。なお、予備講習 会は狩猟免許試験の概ね2週間前に実施した。

#### ③ 捕獲の担い手確保対策

捕獲の担い手を確保するため、10 市町において狩猟免許取得者への手数料の補助等を実施した。

#### ④ 鳥獣被害対策実施隊の設置推進

有害捕獲等の担い手確保に向けて、市町村の被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策の実践 的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進し、32 市町村において設置された。

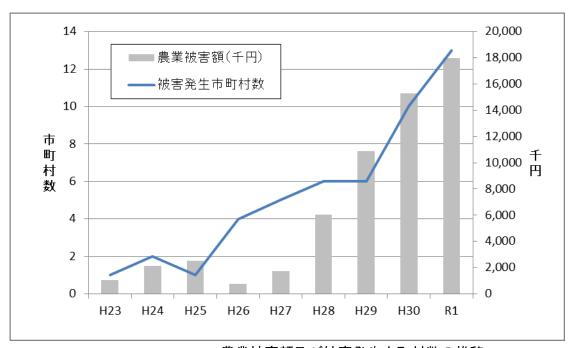
# 2 被害防除対策

# (1)農業被害額の推移

令和元年度のイノシシによる農業被害は 13 市町村で発生しており、被害額は速報値で 18,000 千円であり、増加傾向にある。

農業被害額の推移

|           | H23   | H24    | H25    | H26 | H27    | H28    | H29     | Н30     | R1<br>(速報値) | 前年比    |
|-----------|-------|--------|--------|-----|--------|--------|---------|---------|-------------|--------|
| 被害発生市町村数  | 1     | 2      | 1      | 4   | 5      | 6      | 6       | 10      | 13          |        |
| 農業被害額(千円) | 1,070 | 2, 128 | 2, 509 | 745 | 1, 735 | 6, 045 | 10, 895 | 15, 299 |             | 2, 701 |



農業被害額及び被害発生市町村数の推移

# 作物別の農業被害額の推移

(千円)

|       | H23   | H24    | H25    | H26 | H27    | H28    | H29     | Н30     | R1<br>(速報値) | 前年比    |
|-------|-------|--------|--------|-----|--------|--------|---------|---------|-------------|--------|
| 飼料作物  | 0     | 0      | 68     | 0   | 61     | 830    | 3, 013  | 1, 593  |             | _      |
| 水 稲   | 1,070 | 2, 128 | 2, 364 | 745 | 1,640  | 4, 960 | 6, 373  | 11,670  |             | _      |
| 野 菜 類 | 0     | 0      | 8      | 0   | 0      | 0      | 151     | 386     |             | _      |
| 果樹    | 0     | 0      | 5      | 0   | 0      | 0      | 30      | 86      | 集計中         | _      |
| 豆 類   | 0     | 0      | 0      | 0   | 34     | 38     | 42      | 182     |             | _      |
| いも類   | 0     | 0      | 64     | 0   | 0      | 211    | 777     | 635     |             | _      |
| その他   | 0     | 0      | 0      | 0   | 0      | 6      | 509     | 747     |             | _      |
| 計     | 1,070 | 2, 128 | 2, 509 | 745 | 1, 735 | 6, 045 | 10, 895 | 15, 299 | 18, 000     | 2, 701 |

#### (2) 被害防除体制の整備のための被害防止計画作成及び鳥獣被害対策実施隊設置状況について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、地域全体で持続的に被害防止対策に取り 組む体制を整備する必要があることから、市町村における被害防止計画の作成や被害防止計画 に基づく捕獲や侵入防止柵の設置等を行う鳥獣被害対策実施隊の設置を推進した。

被害防止実施計画は、平成26年度までに全ての市町村において作成されており、鳥獣被害対策実施隊は、令和元年度までに32市町村において設置されている。

被害防止計画作成状況

| 作成年度   | 作成市町村数<br>(のべ数) |
|--------|-----------------|
| 平成20年度 | 4               |
| 平成21年度 | 6               |
| 平成22年度 | 8               |
| 平成23年度 | 11              |
| 平成24年度 | 23              |
| 平成25年度 | 28              |
| 平成26年度 | 33              |

# 鳥獣被害対策実施隊設置状況

| 設置年度   | 設置市町村数 (のべ数) |
|--------|--------------|
| 平成21年度 | 1            |
| 平成23年度 | 2            |
| 平成24年度 | 4            |
| 平成25年度 | 16           |
| 平成26年度 | 24           |
| 平成27年度 | 29           |
| 平成28年度 | 31           |
| 平成30年度 | 32           |

# (3)被害防止対策実施体制について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、県、広域振興局及び市町村の各単位で連絡会等を設置し、被害対策に関する情報共有を図るとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第4条の2に基づく捕獲及び防除を実施した。

#### 被害防止対策実施体制

| 組織等名称                   | 所管                     | 実施内容  |
|-------------------------|------------------------|---|
| 岩手県鳥獣被害防止対策連絡会          | 県<br>(農林水産部、<br>環境生活部) | 【県内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】<br>・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発      |
| 地域鳥獣被害防止対策連絡会 県 (広域振興局) |                        | 【広域振興局管内の関係者が連携し、効果的な対策を推進】<br>・関係者の情報共有及び研修会等の開催による被害対策意識の啓発 |
| 地域協議会                   | 市町村                    | 【市町村被害防止計画に基づき、被害防止対策を実施】<br>・有害捕獲、電気柵の設置、被害防止活動の取組の推進        |

#### (4)被害防除のための研修会の実施について

被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、研修会等を実施した。

#### ① 鳥獣被害防止対策研修

被害防止対策や侵入防止柵設置対策等の指導者や実践者を育成するため、鳥獣の生態や効果的な捕獲・被害防止対策等に関する講義と現地実習を行った。

- 実施時期:令和元年5月~令和2年3月
- 実施場所:北上市、宮古市、洋野町、一戸町、九戸村、軽米町
- 対象者:農業者、農業関係機関・団体職員、市町村職員、農業改良普及員等

#### ② 侵入防止柵の技術実証

恒久電気さく等の効果的な活用方法について実証を行った。

• 実施時期:令和元年6月~令和2年3月

• 実施場所:岩手町、一戸町、九戸村

#### ③ 地域ぐるみの被害防止対策研修

地域ぐるみの被害防止対策の推進を図るため、市町村が主催する研修会の開催等を支援した。

実施時期:令和元年6月~令和2年3月

• 実施地区:紫波町、奥州市、北上市、釜石市、岩泉町

#### (5) 農林業被害防除対策実施状況

#### ① 農業被害防除実施状況

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施した。

侵入防止柵の設置:13 市町村

研修会の開催や追い払い活動等の実施:22 市町

#### 侵入防止柵の設置状況(農業振興課調べ)

|           | Н27 | H28 | Н29 | Н30 | R1  | 累計  |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 設置距離 (km) | 123 | 98  | 113 | 101 | 106 | 967 |

#### 3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集する とともに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施した。概要は次のとおり。

#### (1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟具の種類等の基礎データを収集した。

#### (2)農業被害の収集

市町村を経由して農作物及び林業被害について情報収集した。

#### (3) 生息状況調査

令和元年度、県内の農業集落における野生鳥獣の生息状況、農業被害等を把握するため、農業集落の代表者等(発送数1,550人)にアンケート調査を実施した。(有効回答人数1,127人)

① 調査結果 (イノシシについて抜粋、資料 No. 1-3参照)

ア 生息状況:イノシシについては「群れまたは単独」で出没が見られる集落は3割以下と 少ないが、近年、東北自動車道の西側を中心に「群れ」での出没が増加してい た。

イ 出没の増減:イノシシについては約7割の集落で「増えた」と回答した。

ウ 農業被害:イノシシについて、生産量の「30%以上」または「30%未満」の農業被害が 発生しているとの回答が約3割となっていた。

エ 防除対策:イノシシについて、防除対策として最も多く取り組んでいるのは「防護柵」 の設置であり、イノシシは約6割が「効果あり」と回答した。

#### ② 今後の対応

調査結果(概要)を県ホームページで公表するとともに、関係機関とイノシシの生息域に 係る情報等を共有することで、防除対策及び捕獲への活用を図る。

#### 4 その他管理のために必要な事項

# (1) 生息環境管理

市町村に対し、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの推進、 伐採跡地や有休農地等の適正な管理の推進について周知を実施した。

# (2) 地域住民等への普及啓発

地域ぐるみの被害防止対策のための研修会を開催し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図った。

# (3) ドローンを活用した農作物の鳥獣被害対策

効果的な有害捕獲や被害防止対策の立案等に資することを目的として、ドローンを活用した 鳥獣の生息状況調査を実施した。調査した全ての市町村でイノシシが撮影され、ねぐらや移動 経路を推測し、わなの設置場所の検討等に活用した。

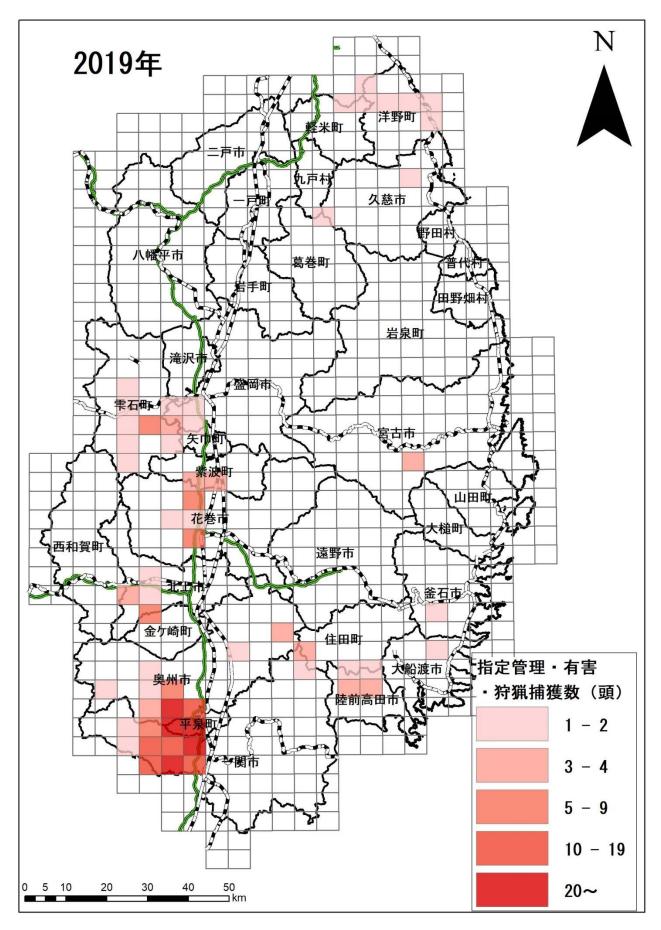
# (4) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行った。

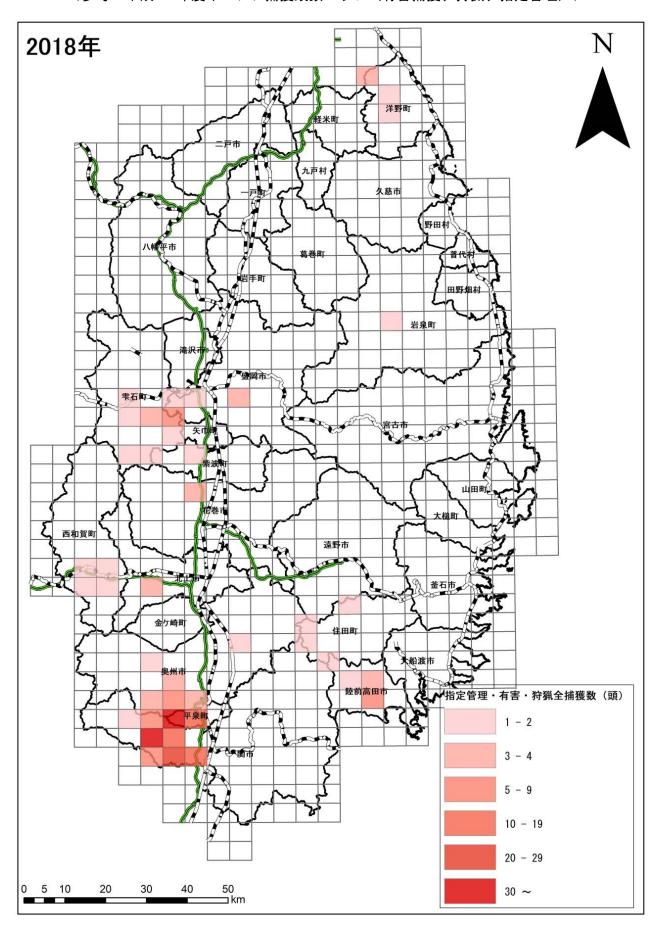
# R1イノシシ捕獲実績(単位:頭)

| 拼明后      | ₹<br>Į | 捕獲区分  |   | 狩猟 |    | 抖   | 定管理 | ₫.  |    | 有  | 害  |     |     | 合   | ·計 |     |
|----------|--------|-------|---|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|
|          | 3      | 市町村   | ♂ | 우  | 計  | ♂   | 우   | 計   | ♂  | 우  | 不明 | 計   | ∂¹  | 우   | 不明 | 計   |
|          |        | 盛岡市   | 0 | 0  | 0  | 1   | 0   | 1   | 2  | 0  | 0  | 2   | 3   | 0   | 0  | 3   |
|          |        | 八幡平市  | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 雫石町   | 1 | 0  | 1  | 8   | 2   | 10  | 7  | 3  | 0  | 10  | 16  | 5   | 0  | 21  |
| 盛        | ₽₽     | 葛巻町   | 0 | 0  | 0  | 1   | 0   | 1   | 0  | 0  | 0  | 0   | 1   | 0   | 0  | 1   |
| 岡広域      | 盛岡     | 岩手町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 域        |        | 滝沢市   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 紫波町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 3  | 2  | 0  | 5   | 3   | 2   | 0  | 5   |
|          |        | 矢巾町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 小計    | 1 | 0  | 1  | 10  | 2   | 12  | 12 | 5  | 0  | 17  | 23  | 7   | 0  | 30  |
|          | *      | 奥州市   | 0 | 0  | 0  | 27  | 18  | 45  | 18 | 6  | 0  | 24  | 45  | 24  | 0  | 69  |
|          | 本局     | 金ヶ崎町  | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 1  | 0  | 0  | 1   | 1   | 0   | 0  | 1   |
|          |        | 小計    | 0 | 0  | 0  | 27  | 18  | 45  | 19 | 6  | 0  | 25  | 46  | 24  | 0  | 70  |
|          |        | 花巻市   | 1 | 0  | 1  | 0   | 0   | 0   | 9  | 7  | 0  | 16  | 10  | 7   | 0  | 17  |
| 県南       | 花      | 遠野市   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 南広域      | 巻      | 北上市   | 3 | 1  | 4  | 8   | 0   | 8   | 0  | 0  | 0  | 0   | 11  | 1   | 0  | 12  |
| 域        |        | 西和賀町  | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 小計    | 4 | 1  | 5  | 8   | 0   | 8   | 9  | 7  | 0  | 16  | 21  | 8   | 0  | 29  |
|          | _      | 一関市   | 3 | 2  | 5  | 48  | 35  | 83  | 0  | 0  | 48 | 48  | 51  | 37  | 48 | 136 |
|          | 関      | 平泉町   | 0 | 0  | 0  | 12  | 12  | 24  | 0  | 0  | 26 | 26  | 12  | 12  | 26 | 50  |
|          |        | 小計    | 3 | 2  | 5  | 60  | 47  | 107 | 0  | 0  | 74 | 74  | 63  | 49  | 74 | 186 |
|          | 本      | 釜石市   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 2  | 0  | 0  | 2   | 2   | 0   | 0  | 2   |
|          | 局      | 大槌町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 小計    | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 2  | 0  | 0  | 2   | 2   | 0   | 0  | 2   |
|          |        | 宮古市   | 0 | 0  | 0  | 0   | 4   | 4   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 4   | 0  | 4   |
| 沿        | 宮      | 山田町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 岸広域      | 古      | 岩泉町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 域        |        | 田野畑村  | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 小計    | 0 | 0  | 0  | 0   | 4   | 4   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 4   | 0  | 4   |
|          | 大      | 大船渡市  | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 1  | 0  | 0  | 1   | 1   | 0   | 0  | 1   |
|          | 船      | 陸前高田市 | 0 | 0  | 0  | 5   | 1   | 6   | 2  | 2  | 0  | 4   | 7   | 3   | 0  | 10  |
|          | 渡      | 住田町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 2  | 1  | 0  | 3   | 2   | 1   | 0  | 3   |
|          |        | 小計    | 0 | 0  | 0  | 5   | 1   | 6   | 5  | 3  | 0  | 8   | 10  | 4   | 0  | 14  |
|          |        | 久慈市   | 0 | 0  | 0  | 1   | 0   | 1   | 0  | 0  | 0  | 0   | 1   | 0   | 0  | 1   |
|          | 本      | 普代村   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          | 局      | 野田村   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| 県        |        | 洋野町   | 0 | 0  | 0  | 2   | 3   | 5   | 1  | 2  | 0  | 3   | 3   | 5   | 0  | 8   |
| 県北広域     |        | 小計    | 0 | 0  | 0  | 3   | 3   | 6   | 1  | 2  | 0  | 3   | 4   | 5   | 0  | 9   |
| 域        |        | 二戸市   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          | =      | 軽米町   | 0 | 0  | 0  | 2   | 0   | 2   | 0  | 0  | 0  | 0   | 2   | 0   | 0  | 2   |
|          | 戸      | 九戸村   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
|          |        | 一戸町   | 0 | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0   |
| <u> </u> |        | 小計    | 0 | 0  | 0  | 2   | 0   | 2   | 0  | 0  | 0  | 0   | 2   | 0   | 0  | 2   |
|          |        | 合計    | 8 | 3  | 11 | 115 | 75  | 190 | 48 | 23 | 74 | 145 | 171 | 101 | 74 | 346 |

<令和元年度イノシシ捕獲頭数マップ(有害捕獲、狩猟、指定管理)>



<参考:平成30年度イノシシ捕獲頭数マップ(有害捕獲、狩猟、指定管理)>



# 令和元年度 野生鳥獣の生息状況等アンケート調査 集計結果概要

# 1. アンケート調査の目的と回収状況

#### (1) 目的

農業集落ごとの野生鳥獣の生息状況や農業被害等を把握し、捕獲や防除対策等の資料と することを目的とする。

# (2) 調査対象者、調査方法及び対象動物

# ア 調査対象者

調査対象者は、農業集落ごとの被害や生息状況を把握するため市町村から農業精通者等の提供を受けてリストを作成した。また、市町村から回答者リストの提供が困難である場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者の一部を対象者とした。

#### イ 調査方法

調査票によるアンケート調査 (郵送法)

#### ウ対象動物

- イノシシ
- ・ ニホンジカ
- ・ ツキノワグマ
- ・ ハクビシン

#### (3) 配布及び回収数

発送した調査票は合計 1,550 通であり、回収した調査票は 1,132 通、集落名または行政区名が確認できた有効回答は 1,127 通で、有効回答率は 72.7%であった。そのうち、記入者の住所が特定できた回答は 1,027 通で、有効回答のうちの 91.1%だった。

住所が特定できた回答の位置図を図 1 に示す。

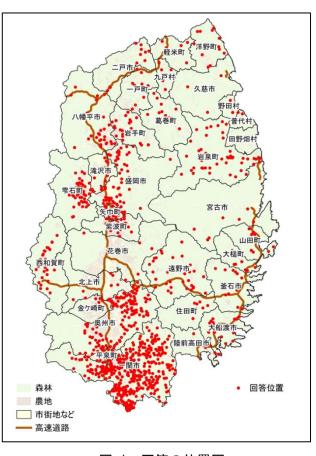


図 1 回答の位置図

# 2. 集落の状況

#### (1) 集落の農家戸数

集落の農家戸数についての回答を**図 2-1** に示す。 回答は、「10 戸以下」、「10~30 戸」、「30 戸以上」の 3 つからの選択形式とした。

集落の農家戸数は、「30 戸以上」が最も多く(55%)、 次いで「10~30 戸」(38%)の順であった。

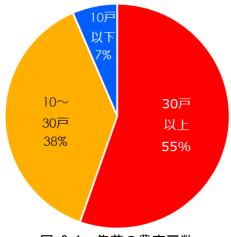


図 2-1 集落の農家戸数

# (2) 寄合などの頻度

寄合などの頻度についての回答を図 2-2 に示す。

回答は、寄合などの回数を数字で記入し、年間「1回以上 5回未満」、「5回以上 10回未満」、「10回以上 15回未満」、「15回以上」の4段階に分けて集計した。

寄合の頻度は、「年間 1 回以上 5 回未満」が最も多く (41%)、次いで「5 回以上 10 回未満」(31%)の順で あった。



図 2-2 寄合などの頻度

# (3) 集落で行っている共同活動

集落で行っている共同活動についての回答を図 2-3 に示す。

集落で行っている共同活動は「道路の草刈り」が最も多く (87.7%)、次いで「集会所や お宮の草刈り、掃除」(83.3%)が多かった。なお、「鳥獣害対策等の研修会」は 5.7%と低 かった。

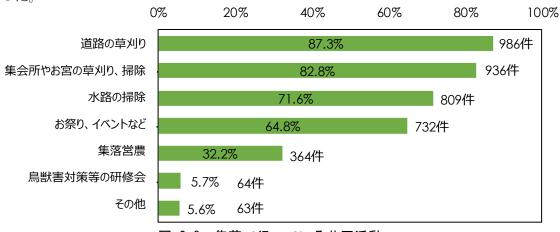


図 2-3 集落で行っている共同活動

# 3. イノシシについて

#### (1) 生息状況

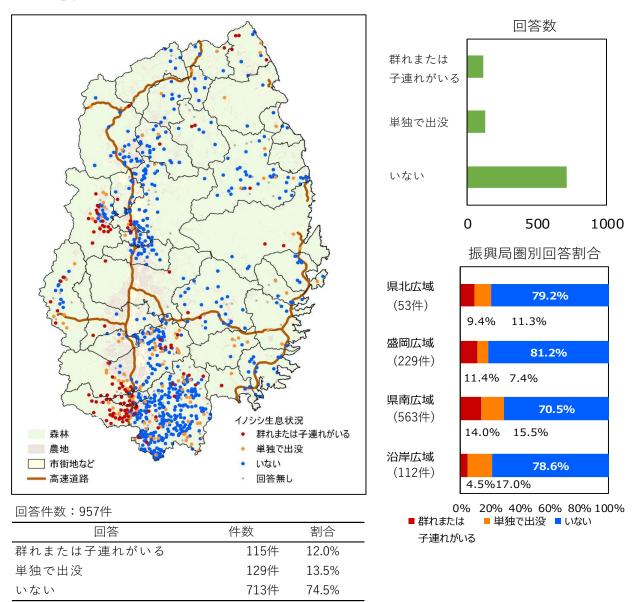


図 3-1 イノシシの生息状況

イノシシの生息状況についての回答(回答数957件)を図3-1に示す。

回答は、「群れまたは子連れがいる」、「単独で出没」、「いない」の3段階とした。

県全体では「いない」の回答が多いが (74.5%)、「群れまたは子連れがいる」や「単独で出没」の 回答も散見され、県全域での生息が見られる。また、東北自動車道の西側において「群れまたは子連れがいる」との回答が多く見られ、これらの地域ではイノシシが定着している可能性が高い。

圏域別に見ると、県南広域圏では、「群れまたは子連れがいる」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている(14.0%)。

#### (2) 出没の増減

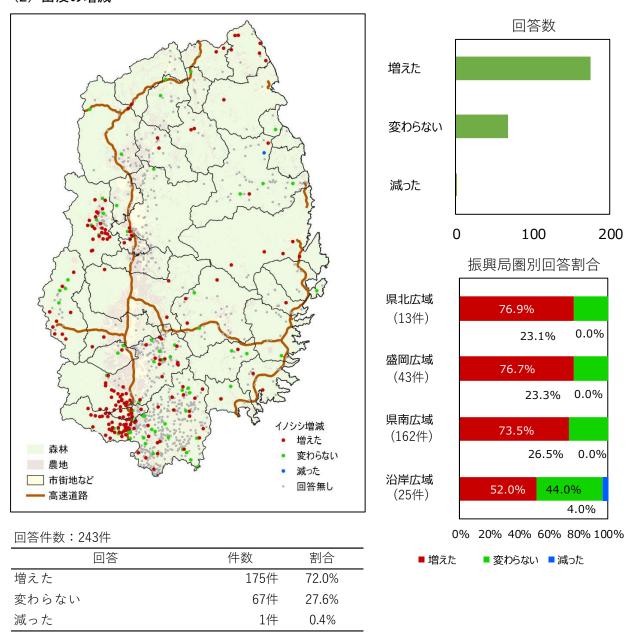


図 3-2 イノシシの頭数の増減

3年前と比較したイノシシの頭数の増減についての回答(回答数 243 件)を図 3-2 に示す。回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。

県全体では、頭数が「増えた」との回答が多く (72.0%)、圏域別に見ても県北、盛岡、県南広域圏を中心に「増えた」で回答した割合が7割を超えている。

※ 「(2)出没の増減」以降の調査は、「(1)生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象 として集計したものである。

# (3) 農業被害

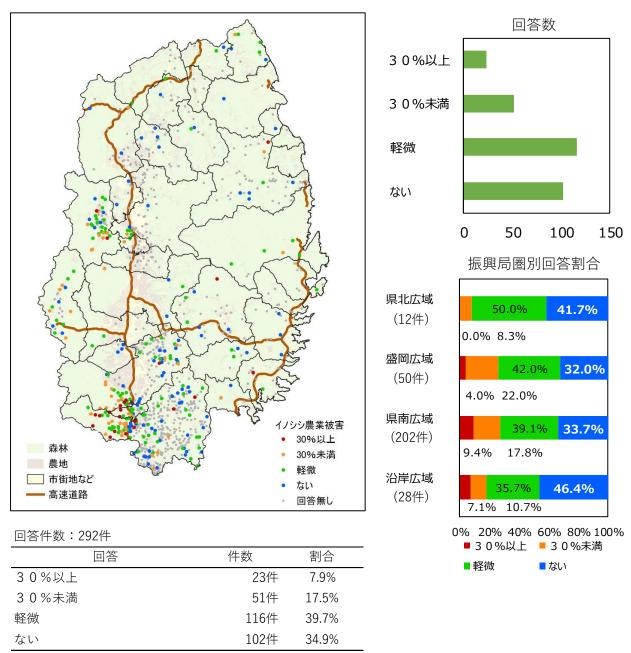


図 3-3 イノシシによる農業被害の程度

イノシシによる農業被害の程度についての回答(回答数292件)を図3-3に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を100%として、被害が「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の4段階とした。

県全体では、被害の程度について「軽微」との回答が多く(39.7%)、次いで「ない」となっているが、「30%未満」や「30%以上」の地域も散見される。

圏域別の農業被害の程度について、「30%以上」と「30%未満」の回答を合わせた割合で見ると、 盛岡広域圏と県南広域圏が他の圏域に比べて高くなっている。

# (4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について**図 3-4** に示す。また、複数の防除対策を組み合わせて 行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(72件)との回答が最も多く、次いで「捕獲」(64件)、「やぶ刈払い」(60件)の順となっている。

対策別の効果については、「防護柵」を効果ありとした回答割合が約6割と最も高く、「捕獲」について効果ありとした割合は約3割となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」(29 件)と「防護柵+刈払い」(29 件)が 多く行われており、組み合わせ対策の中では、「防護柵+捕獲」の効果が高い結果となっている。

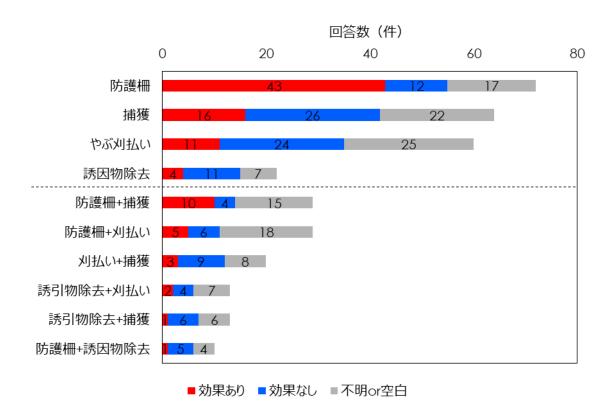


図 3-4 取り組んでいる防除対策と効果

# 4. ニホンジカについて

#### (1) 生息状況

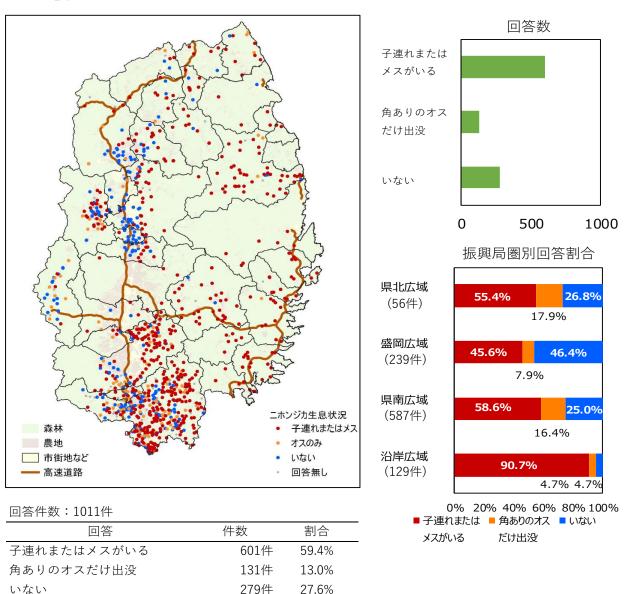


図 4-1 ニホンジカの生息状況

ニホンジカの生息状況についての回答(回答数1,011件)を図 4-1 に示す。

回答は、「子連れまたはメスがいる」、「角ありのオスだけ出没」、「いない」の3段階とした。

県全体では「子連れまたはメスがいる」との回答が多く(59.4%)、次いで「いない」の順になっている(27.6%)。「子連れまたはメスがいる」と「角ありのオスだけ出没」の回答を合わせると全体の7割以上を占め、ほぼ全域にわたり生息が確認されている。

圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「子連れまたはメスがいる」と回答した割合が9割を占め他の 圏域に比べて高く、県北広域圏や県南広域圏でも5割を超えている。

#### (2) 出没の増減

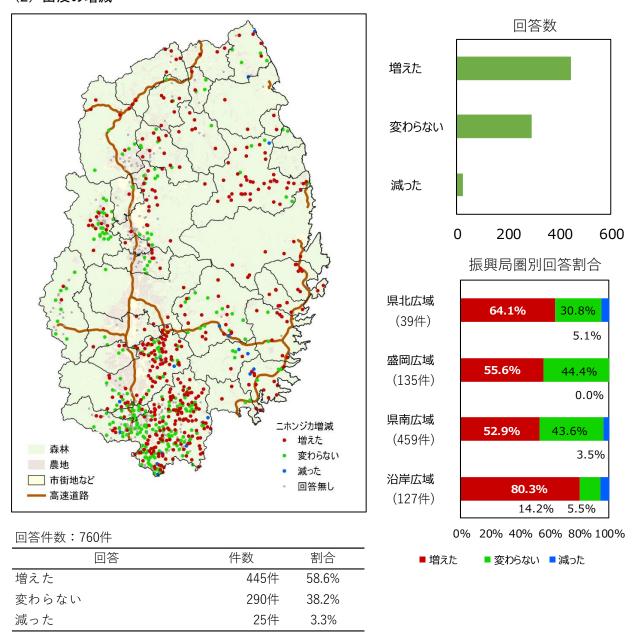


図 4-2 ニホンジカの頭数の増減

3年前と比較したニホンジカの頭数の増減についての回答(回答数 760 件)を**図 4-2** に示す。回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。

県全体では、頭数が「増えた」との回答が多く(58.6%)、次いで「変わらない」の順となっている(38.2%)。

圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「増えた」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている (80.3%)。

※ 「(2)出没の増減」以降の調査は、「(1)生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象 として集計したものである。

8

# (3) 農業被害

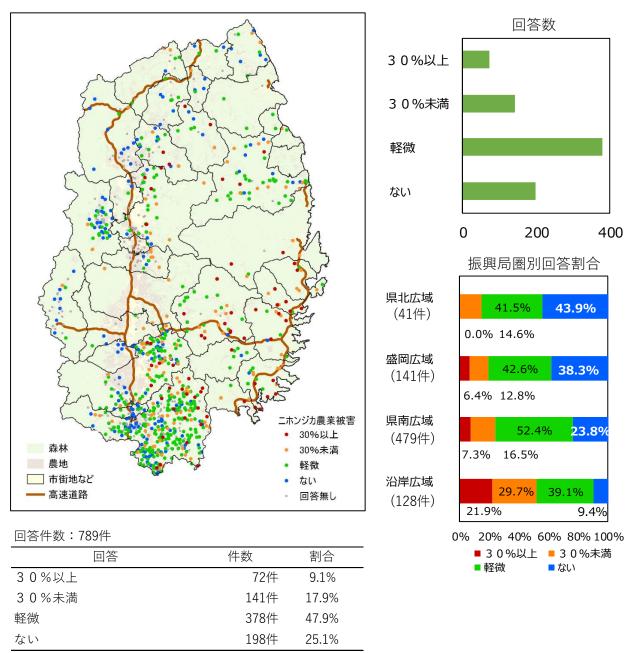


図 4-3 ニホンジカによる農業被害の程度

ニホンジカによる農業被害の程度についての回答(回答数 789 件)を図 4-3 に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を 100%として「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では、農業被害について「軽微」との回答が多く(47.9%)、次いで「ない」(25.1%)、「30% 未満」(17.9%)の順となっている。

圏域別の農業被害の程度について、「30%以上」と「30%未満」の回答を合わせた割合で見ると、 沿岸広域圏における農業被害が他の圏域に比べて高くなっている(51.6%)。

# (4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について、図 4-4 に示す。また、複数の防除対策を組み合わせて行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(301件)との回答が多く、次いで「やぶ刈払い」(160件)、「捕獲」(155件)の順となっている。

対策別の効果については、「防護柵」を効果ありとした回答割合が約7割と最も高く、「捕獲」について効果ありとした割合は約5割となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」が多く行われており(95件)、組み合わせ 対策の中では、効果ありと回答した割合が最も高くなっている。

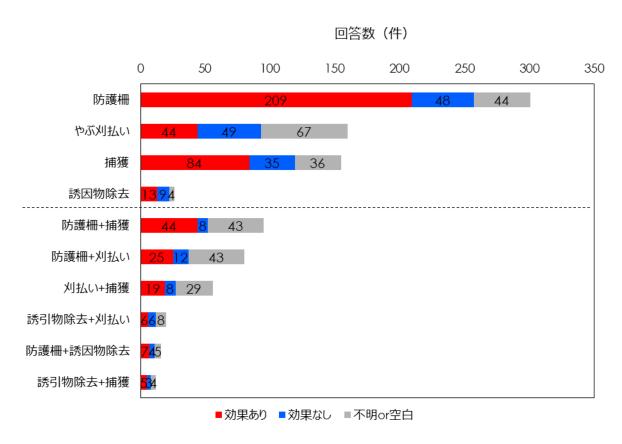


図 4-4 実施している防除対策とその効果

# 5. ツキノワグマについて

#### (1) 生息状況

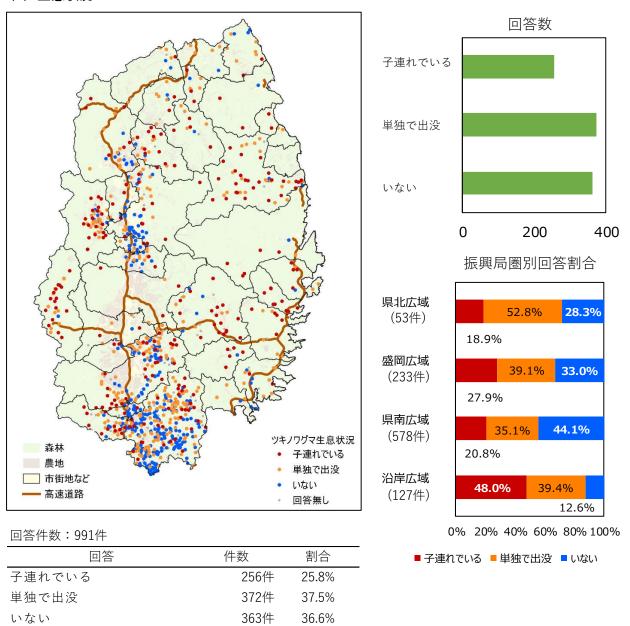


図 5-1 ツキノワグマの生息状況

ツキノワグマの生息状況についての回答(回答数991件)を図5-1に示す。

回答は、「子連れでいる」、「単独で出没」、「いない」の3段階とした。

県全体では、「単独で出没」との回答が最も多く (37.5%)、次いで「いない」(36.6%)、「子連れでいる」(25.8%) の順となっている。

圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「子連れでいる」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている(48.0%)。

#### (2) 出没の増減

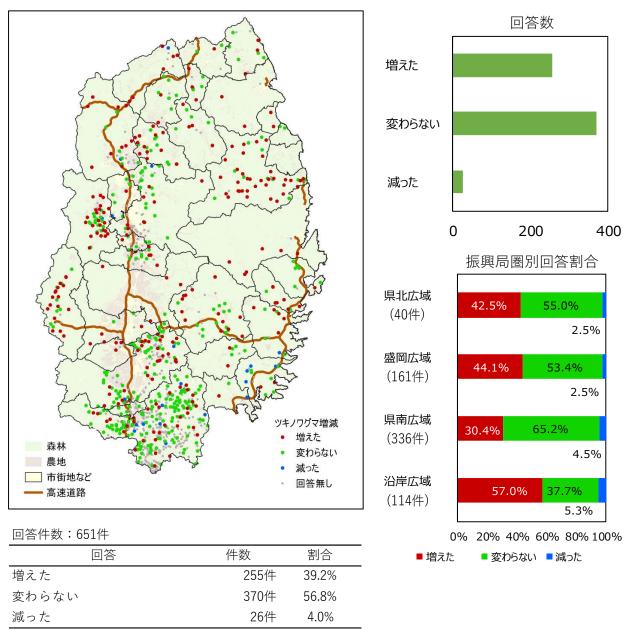


図 5-2 ツキノワグマの頭数の増減

3年前と比較したツキノワグマの頭数の増減についての回答(回答数 651 件)を**図 5-2** に示す。回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の3段階とした。

県全体では、「変わらない」との回答が多く(56.8%)、次いで「増えた」の順となっている(39.2%)。 圏域別に見ると、沿岸広域圏では、「増えた」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている(57.0%)。

※ 「(2)出没の増減」以降の調査は、「(1)生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象 として集計したものである。 12

# (3) 農業被害

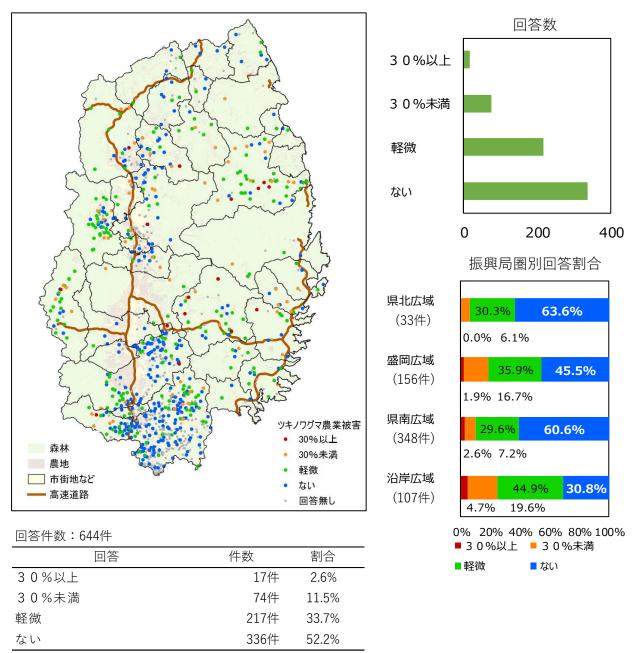


図 5-3 ツキノワグマによる農業被害の程度

ツキノワグマによる農業被害の程度についての回答(回答数644件)を図5-3に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を 100%として「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の 4 段階とした。

県全体では、被害の程度について「ない」との回答が多く(52.2%)、次いで「軽微」となっているが、「30%未満」や「30%の以上」の地域も散見される。

圏域別の農業被害の程度について「30%以上」と「30%未満」の回答を合わせた割合で見ると、沿岸広域圏が他の圏域に比べて高くなっている(24.3%)。

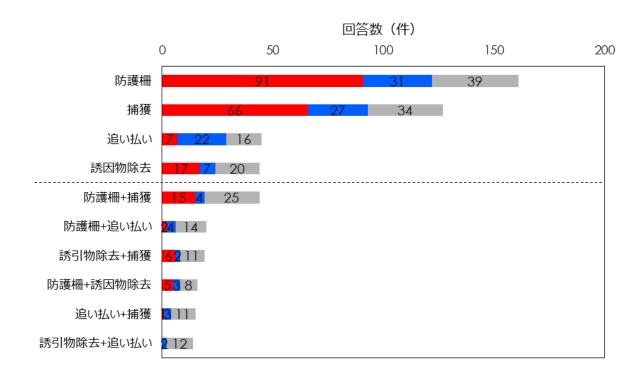
# (4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について**図 5-4** に示す。また、複数の防除対策を組み合わせて 行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「防護柵」(161 件) との回答が最も多く、次いで「捕獲」(127 件)、「追い払い」(45 件)、「誘引物除去」(44 件)の順となっている。

対策別の効果については、「防護柵」を効果ありとした回答割合が5割以上と最も高く、「捕獲」について効果ありとした割合は5割以上となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、、「防護柵+捕獲」(44 件)が多く行われており、組み合わせ対策の中では、効果ありと回答した割合が最も高くなっている。



■効果あり ■効果なし ■不明or空白

図 5-4 実施している防除対策とその効果

# 6. ハクビシンについて

# (1) 生息状況

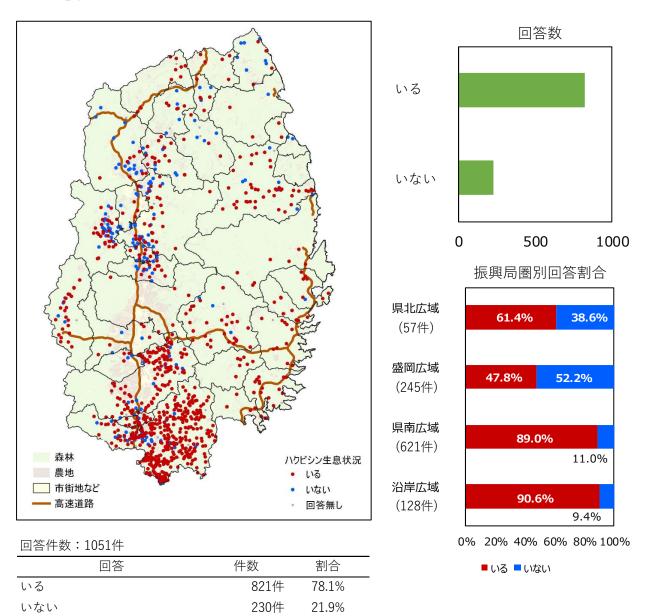


図 6-1 ハクビシンの生息状況

ハクビシンの生息状況についての回答(1,051件)を図 6-1 に示す。

回答は、「いる」、「いない」の2段階とした。

県全体では「いる」の回答が多く、全体の約8割を占めている。

圏域別に見ると、県南広域圏と沿岸広域圏では、「いる」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている。

#### (2) 出没の増減

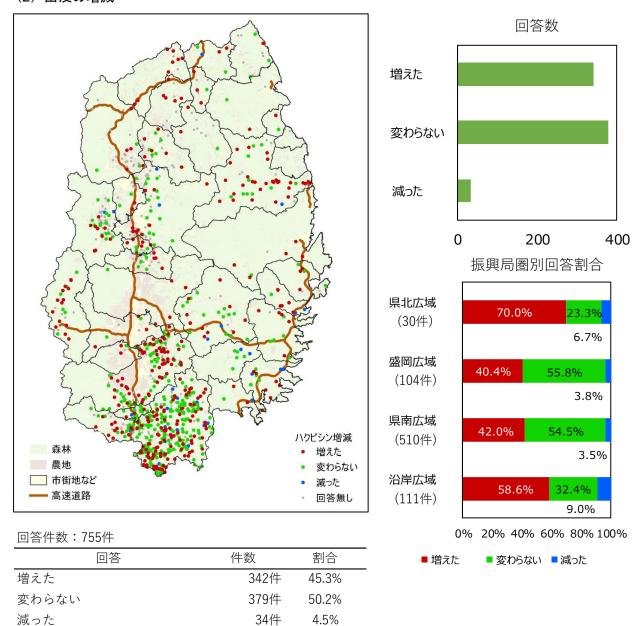


図 6-2 ハクビシンの頭数の増減

3年前と比較したハクビシンの頭数の増減についての回答(回答数 755 件)を**図 6-2** に示す。回答は、「増えた」、「変わらない」、「減った」の 3 段階とした。

県全体では、頭数が「変わらない」(50.2%)と「増えた」(45.3%)の回答が多い。

圏域別に見ると、県北広域圏と沿岸広域圏では、「増えた」と回答した割合が他の圏域に比べて高くなっている。

<sup>※ 「(2)</sup>出没の増減」以降の調査は、「(1)生息状況」の回答項目で「いない」以外の回答を対象 として集計したものである。

# (3) 農業被害

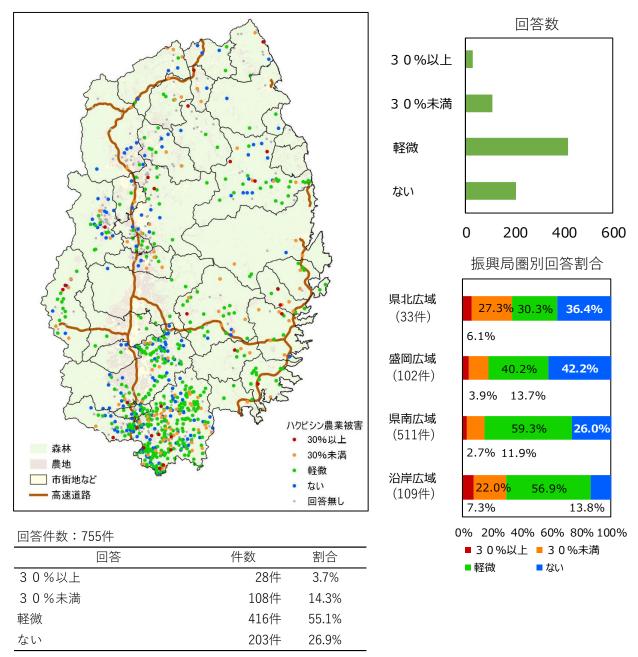


図 6-3 ハクビシンによる農業被害の程度

ハクビシンによる農業被害の程度についての回答(回答数 755件)を図 6-3に示す。

回答は、農作物の本来の生産量を100%として、被害が「30%以上」、「30%未満」、「軽微」、「ない」の4段階とした。

県全体では、農業被害について「軽微」の回答が多く(55.1%)、次いで「ない」(26.9%)、「30% 未満」(14.3%)の順となっている。

圏域別に見ると、県北広域圏と沿岸広域圏では、「30%以上」と「30%未満」を合わせた回答割合が他の圏域に比べて高くなっている。

# (4) 取り組んでいる防除対策と効果

取り組んでいる防除対策とその効果について**図 6-4** に示す。また、複数の防除対策を組み合わせて 行っている場合についてもあわせて集計した。

単独の防除対策は「捕獲」(243 件)との回答が最も多く、次いで「防護柵」(223 件)の順となっている。

対策別の効果については、「捕獲」を効果ありとした回答割合が5割以上と最も高く、「防護柵」について効果ありとした割合は4割以上となっている。

複数の防除対策の組み合わせとしては、「防護柵+捕獲」(72件)が多く行われており、組み合わせ対策の中では、効果ありと回答した割合が最も高くなっている。

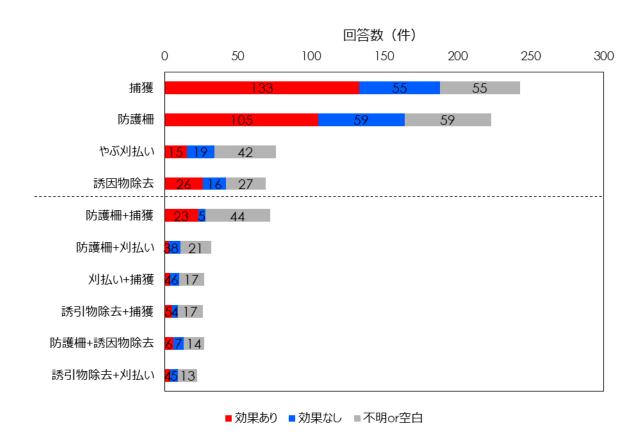


図 6-4 実施している防除対策とその効果

資料 No. 2

基本評価シート (イノシシ)

(岩手県環境生活部自然保護課)

# 基本評価シート (イノシシ)

## 1. 事業の基本情報

| 事業名 (※1) | 指定管理鳥獣捕獲等事業 |           |                 |
|----------|-------------|-----------|-----------------|
| 都道府県名    | 岩手県         | 担当者部・係名   | 環境生活部自然保護課      |
| 担当者名     | 髙橋          | 担当者連絡先    | 019-629-5371    |
| 捕獲実施事業者  | 公益社団法人岩手県猟  | 予算額 (※2)  | 125, 688, 000 円 |
|          | 友会          | 予算額の内捕獲に要 | 2, 584, 500 円   |
|          | (認定を受けている)  | する経費 (※3) |                 |
|          | 受けていない)     |           |                 |

- (※1) 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。
- (※2)予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。
- (※3) 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成 28 年度から適用される交付金所要額調書様式 1 2 「2 指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

# 〇令和元年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

| 事業目標            | 実施結果           |       |  |
|-----------------|----------------|-------|--|
| (目標頭数などの数値目標)   | 捕獲頭数           | 目標達成率 |  |
| 150 頭           | 190 頭          | 127%  |  |
| (全県 140 早池峰 10) | (全県 190、早池峰 0) |       |  |

# 〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

| 推定生息頭数           | 特定計画管理目標    目標生息頭数 |             |  |
|------------------|--------------------|-------------|--|
| 約 11 万頭(H24 年度末、 | 積極的に捕獲             | 生息数の抑制      |  |
| 岩手・宮城・秋田)        | ↑貝↑型Pリ(〜1用/)受      |             |  |
| 狩猟捕獲数            | 許可捕獲(有害)           | 許可捕獲(個体数調整) |  |
| 11 頭             | 145 頭              | 0 頭         |  |

# 〇これまでの個体群管理の取組み (都道府県単独事業)

なし

# 2. 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

| 項目       | 概要   |
|----------|--|
| 事業背景•目的  | 個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害                             |
|          | 地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植                            |
|          | 生被害の抑制を目的として実施するもの。  |
|          | ※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。                              |
|          | 【選択欄】  |
|          | ☑ 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乗せした。                             |
|          | □ 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。                                |
|          | □ 効果的な捕獲手法の開発を行なった。  |
|          |  |
| しせ本代の知上  | ※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。<br>  Main                               |
| 人材育成の観点  |  |
| 実施期間     | 令和元年 10 月 4 日~令和 2 年 3 月 20 日                                |
| 実施区域     | 岩手県内全域及び早池峰地域  |
|          | ※1:実施区域の特徴も記入  |
|          | ※2:事業計画の地図がある場合は、図面を添付                                       |
| 関係機関との協力 | 市町村による有害鳥獣捕獲(農林水産省事業)とは実施時期ですみ分け、原                           |
|          | 則 3~10 月に市町村による有害鳥獣捕獲、11~2 月に当該事業を実施。                        |
| 事業の捕獲目標  | 127%達成   |
|          | = (190 実績値) / (150 目標値)                                      |
| 捕獲手法     |  |
|          | □ 誘引狙撃 □ 巻き狩り □ 忍び猟  |
|          | □ モバイルカリング □ 夜間銃猟  |
|          | □ その他( )   |
|          | <u>  この</u>   このに、   |
|          | 【1)な研】<br>  ☑ くくりわな  |
|          | 旦 くくりわな  |
|          | • • •  |
| お猫田什の地部士 | ※1:各種猟法の定義は〇ページ参照、※2:複数チェック可                                 |
| 捕獲個体の確認方 | 区 個体の身体の一部(尾)  |
| 法        | 区 写真(詳細を記載:捕獲個体は右向き、スプレーで個体番号を記載 )                           |
|          | □ その他(   |
|          | ※複数チェック可。  |
| 捕獲個体の処分  | 捕獲個体の処分について  |
|          | │□ 全て焼却又は埋設を行っている。   |
|          | │☑ 一部、食肉等への活用を行っている。(自家消費)                                   |
|          | │□ 一部、放置を認めている。  |
|          | ※複数チェック可   |
| 環境への影響への | わなによる錯誤捕獲について  |
| 配慮       | ☑ 錯誤捕獲の情報を収集している。  |
|          | □ 錯誤捕獲の実態は不明である。   |
|          | わなによる錯誤捕獲の未然防止について   |
|          | □ 錯誤捕獲の防止対策をしている。  |
|          | (内容:くくりわなの輪の直径を 12 センチメートル以内かつワイヤーの                          |
|          | 直径が4ミリメートル以上とし、締付け防止金具及びよりもどしを設置。                            |
|          | 箱わなを使用する際には30cm四方の脱出口付きのものを推進する。)                            |
|          | 日本語の<br>日本語の<br>日本語の<br>日本語の<br>日本語の<br>日本語の<br>日本語の<br>日本語の |
|          | 鳥類の鉛中毒等について  |
|          | □ 鳥類の鉛中毒症例がない。   |
|          | □  |
|          |  |
|          | 鉛製銃弾について   |
|          | □ 全て鉛製銃弾を使用している。   |
|          | ☑ 一部、非鉛製銃弾を使用している。   |
|          | □ 全て非鉛製銃弾を使用している。  |

| 安全管理の体制  | 受託者である公益社団法人岩手県猟友会が認定鳥獣捕獲等事業従事者講習会を実施                             |
|----------|---|
| 捕獲従事者の体制 | 【雇用体制】<br>捕獲従事者数:1,015 人<br>(内訳)<br>正規雇用者: 人、期間雇用者:1,015 人 日当制: 人 |

# 3. 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

| 1. 捕獲に関す       | る評価及び改善点*                              |
|----------------|--|
|                | 評価:目標値から 27%増の 190 頭を捕獲しており、農業被害額が増加傾向 |
| 【目標達成】         | にあることから、引き続き捕獲を促進する必要がある。              |
|                | 改善点:捕獲数が増加傾向にあることから、引き続き可能な限り捕獲する。     |
|                | 評価:4月から10月に実施する有害捕獲と調整を図り、本事業による捕獲     |
| 【実施期間】         | を11月から2月に実施した。                         |
| 【关心别间】         | 改善点:引き続き、関係機関と調整しながら効率的な捕獲及び時期等の検      |
|                | 討を行う。                                  |
|                | 評価:ほとんどの市町村で出没が確認され、さらには県北部においても捕      |
|                | 獲の実績があることから、実施区域を全県域としたことは妥当と考えられ      |
| 【実施区域】         | た。                                     |
|                | 改善点:野生鳥獣の生息状況アンケート調査結果を踏まえ、生息状況等に      |
|                | ついて関係機関と情報を共有することで捕獲を促進する。             |
|                | 評価:有害捕獲はわなによる捕獲が多く、積雪期に実施する指定管理鳥獣      |
| <br> 【捕獲手法】    | 捕獲等事業については銃猟による捕獲が多くなっている。             |
|                | 改善点:引き続き、捕獲技術研修会の開催等により、実施時期や環境に応      |
|                | じた猟具を選択することで効率的な捕獲の促進を図る。              |
| 2. 体制整備に       | 関する評価及び改善点                             |
|                | 評価:狩猟事故防止のため捕獲作業は2名以上で実施し、安全に配慮した      |
| 【実施体制】         | 体制で実施した。                               |
|                | 改善点:引き続き安全管理規定の順守を徹底するとともに、適切な実施体      |
|                | 制に努めるよう指導する。                           |
| 【個体処分】         | 評価:捕獲個体は自家消費または適切に埋設した。                |
| 【個体处力】         | 改善点:引き続き、適切な個体処分を行うよう指導する。             |
| 【環境配慮】         | 評価:外部からの問合せは無かった。                      |
| <b>以</b> 块况癿思】 | 改善点:引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。             |
| 【安全管理】         | 評価:実施計画及び安全管理規程に基づき、事故防止の徹底を図った結果、     |

人身事故等の重大事故の発生はなかった。

改善点:引き続き安全管理規定の遵守を指導する。

## 3. その他の事項に関する評価及び改善点:なし

**4. 全体評価**: 昨年度に比べて 43%増の捕獲となったが、農業被害額が増加傾向にあることから、引き続き、全県域において可能な限りの捕獲に努める。また、野生鳥獣の生息状況アンケート調査結果を踏まえ、イノシシの出没情報等を市町村等関係機関と共有することで捕獲を促進する。

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について 記入する。

# 〇第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

第二種特定鳥獣管理計画では、全県で積極的に捕獲を推進することを目標としており、 令和元年度は指定管理鳥獣捕獲事業を含め、過去最多の 346 頭を捕獲し、生息域拡大およ び農林業被害の抑制に努めた。

#### 4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

## ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

| 項目     | 整備状況                       | 備考    |
|--------|----------------------------|-------|
| ①捕獲数・目 | □ 行政区域(都道府県・市町村)ごと         |       |
| 撃数・捕獲努 | □ 事業区域ごと                   |       |
| 力量等の位置 | ☑ 5km メッシュ                 |       |
| 情報     | □ 1 km メッシュ                |       |
|        | □ 捕獲地点(緯度経度)               |       |
|        | □ 捕獲等に関する位置を記録していない        |       |
| ②捕獲数   | 区 捕獲した個体の総数                |       |
|        | 匠 雌雄の別                     |       |
|        | 区 幼獣・成獣の別                  |       |
|        | ご その他捕獲した個体に関する情報          |       |
|        | (外部形態の計測、牙の有無及びその長さ、胎児の有無) |       |
| 3目撃数   | で 作業の従事者が目撃した個体の総数         | 捕獲時のみ |
| ④捕獲努力量 | ☑ 銃猟:のべ作業人日数 <sup>※</sup>  |       |
|        | ☑ わな猟:わな稼働日数               |       |
|        | (わな稼働日数=わな基数×稼働日数)         |       |

※のべ作業人日: 捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

## イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

|          | 作成できる概況図(地図)※についてチェック         |  |  |  |
|----------|-------------------------------|--|--|--|
| 捕獲位置の地図  | ☑ 5kmメッシュ地図 □ 1kmメッシュ地図       |  |  |  |
|          | □ 地点(緯度経度)地図 □ 捕獲位置の地図を作成できない |  |  |  |
| CPUE の地図 | ☑ 5kmメッシュ地図 □ 1kmメッシュ地図       |  |  |  |
|          | □ 地点(緯度経度)地図 □ CPUEの地図を作成できない |  |  |  |
| SPUE の地図 | ☑ 5kmメッシュ地図 □ 1kmメッシュ地図       |  |  |  |
|          | □ 地点(緯度経度)地図 □ SPUEの地図を作成できない |  |  |  |
| 概況図を作成する |                               |  |  |  |
| 上での課題    |                               |  |  |  |

※概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

## (2) 実施結果(必須となる記録項目)

# ア) 捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数\*\*1:547 人日事前調査人日数概数\*\*2:一 人日出猟(捕獲作業)人日数:547 人日

| 項目        | 令和元年     | 平成 30 年 | 増減の傾向   |  |
|-----------|----------|---------|---------|--|
|           | (事業年度の値) | (前年度の値) |         |  |
| 捕獲努力量(銃猟) | 547 人日   | 268 人日  | ☑増加 □減少 |  |
| のべ人日数     |          | 200 / 1 |         |  |

※1:事前調査人日数概数と出猟(捕獲作業)日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

## ②わなによる捕獲

外業の人日数総数\*1:469 人日事前調査人日数概数\*2:一 人日出猟(捕獲作業)人日数:469 人日

| 項目                            | 令和元年      | 平成 30 年 | 増減の傾向   |
|-------------------------------|-----------|---------|---------|
|                               | (事業年度の値)  | (前年度の値) |         |
| 捕獲努力量(わな猟)<br>わなの稼働総数(わな基×日数) | 2, 050 基日 | 1,660基日 | ☑增加 □減少 |

※1: 事前調査人日数概数と出猟(捕獲作業)人日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

# イ) 捕獲に関する結果

# ①銃器による捕獲

| 項目                  | 令和元年     | 平成 30 年 | 増減の傾向   |
|---------------------|----------|---------|---------|
|                     | (事業年度の値) | (前年度の値) |         |
| ①捕獲数                | 145 頭    | 85 頭    | ☑増加 □減少 |
| ②目撃数 (※捕獲時のみ)       | 387 頭    | 214 頭   | ☑増加 □減少 |
| ③雌雄比<br>(雌捕獲数/全捕獲数) | 39%      | 48%     | □増加 ☑減少 |
| ④幼獣・成獣比             | 21%      | 51%     | □増加 ☑減少 |
| (幼獣数/全捕獲数)          |          |         |         |

令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(銃器)の捕獲実績

|              | 1        |          |                     |                     |
|--------------|----------|----------|---------------------|---------------------|
| 捕獲手法         | 捕獲実績     | 作業人日数※1  | CPUE <sup>**2</sup> | SPUE <sup>**3</sup> |
| □ 誘引狙撃       |          |          | 頭/人日                | 頭/人日                |
|              | 頭        | 人且       | □増加 <del>□減少</del>  | □増加 □減少             |
| ☑ 巻き狩り       | 145 頭    | 547 人日   | 0.27頭/人日            | 0.71頭/人日            |
| □ 巻き祈り       | 140 與    | 547 人口   | □増加 □減少             | □増加 □減少             |
| □ 忍び猟        | - FE     |          | 頭/人日                | 頭/人日                |
|              | 頭        | 人日       | □増加 □減少             | □増加 □減少             |
| □ モバイルカリング   | )<br>ii  |          | 頭/人日                | 頭/人日                |
| □ モハイルカリング   | 頭        | 人日       | □増加 □減少             | □増加 □減少             |
| □ 夜間銃猫       | 55       | /-<br>/- | 頭/人日                | 頭/人日                |
| │□ 夜間銃猟<br>│ | 頭        | 人自       | □増加□減少              | □増加 □減少             |
| □ その他        | 55<br>55 |          | 頭/人日                | 頭/人日                |
| ( )          | 頭        | 人日       | □増加 □減少             | □増加□減少              |

※1:作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2: CPUE=捕獲数/のべ人日数 ※3: SPUE=目撃数/のべ人日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

# ②わなによる捕獲

| 項目          | 令和元年     | 平成 30 年 | 増減の傾向   |  |
|-------------|----------|---------|---------|--|
|             | (事業年度の値) | (前年度の値) |         |  |
| ①捕獲数        | 45 頭     | 48 頭    | □増加 □減少 |  |
| ②雌雄比        | 40%      | 63%     | □増加 ☑減少 |  |
| (雌捕獲数/全捕獲数) | 40%      | 03%     | 三培加 三減少 |  |

## 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(わな)の捕獲実績

| 捕獲手法       | 捕獲実績     | わな稼働総数※1    | CPUE <sup>**2</sup> |
|------------|----------|-------------|---------------------|
| ☑ くくりわな    | 44 頭     | 1, 957 基日   | 0.022頭/基日           |
|            | 77 项     | 1,907 至日    | □増加 □減少             |
| <br> ☑ 箱わな | <br>  1頭 | 93 基日       | 0.011頭/基日           |
| □ 相わな      | I 與      | 1 頭   93 基口 | □増加 □減少             |
| 日田いわな      | - HO     |             | 頭/基日                |
|            |          | □増加 □減少     |                     |
| □ その他      | 市        | 基日          | 頭/基日                |
| ( )        | 頭        | 基口<br>      | □増加 □減少             |

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2:CPUE=捕獲数/わな稼働日数

※CPUE、SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

## ウ) 捕獲個体の適切な処理

| 処理にかかる人工概数: - 一 | 人 | .• 時間 |
|-----------------|---|-------|
|-----------------|---|-------|

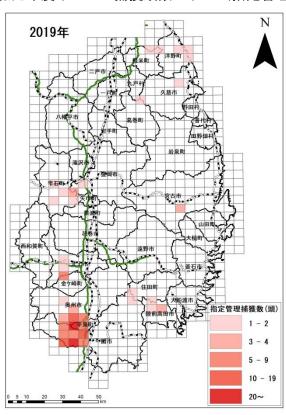
処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数:0個体

業務日誌には個体の処分方法の記載欄があるが、方法のみで人工や時間は収集できていない。

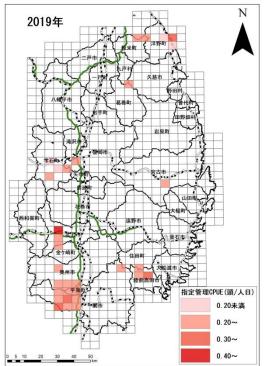
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

| 誘引狙擊    | 餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する |
|---------|---------------------------------|
|         | 猟法。                             |
| 巻き狩り    | 犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃 |
|         | 器で捕獲等する猟法。                      |
| 忍び猟     | 単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により |
|         | 捕獲等する猟法。                        |
| 車両を用いたモ | 所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器に |
| バイルカリング | より捕獲等する猟法。                      |
| 夜間銃猟    | 法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後におい |
|         | てする銃器を使用した鳥獣の捕獲等。               |

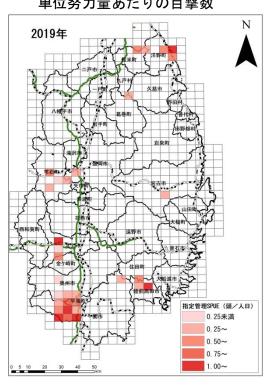
# <令和元年度イノシシ捕獲頭数マップ(指定管理)>

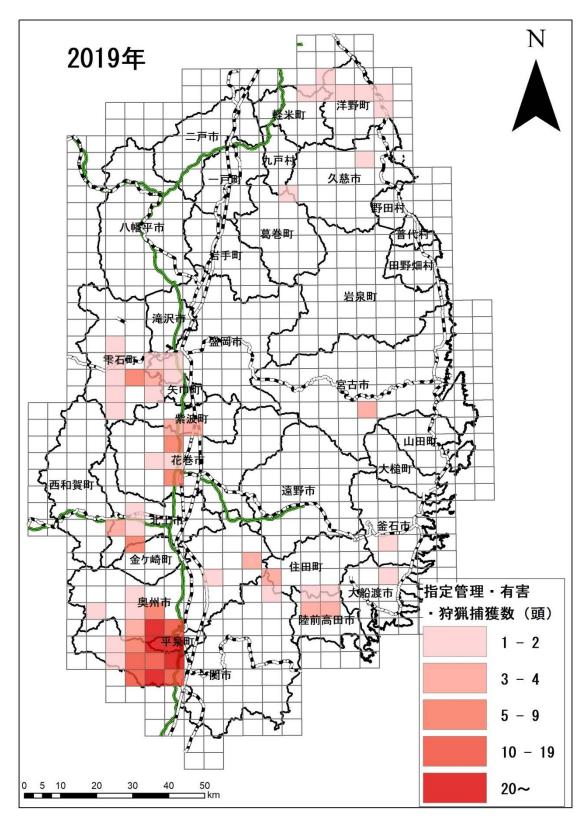


<CPUE>単位努力量あたりの捕獲数



<SPUE> 単位努力量あたりの目撃数





## 令和2年度のイノシシ管理対策(案)について

## 1 個体数管理

## (1)狩猟による捕獲の促進

## ① 狩猟規制の緩和

狩猟による捕獲を促進するため、県独自でイノシシの狩猟期間を 11 月 1 日から 3 月末日まで引き続き延長する(平成 29 年 11 月 1 日~令和 4 年 3 月 31 日)。

## ② 休猟区等の見直し

狩猟による捕獲を促進するため、引き続き、休猟区の指定は行わない予定であり、鳥獣保護区の指定については、地域の意見を聞きながら、指定の廃止や特定猟具使用禁止区域への移行なども含めて検討していく。

## (2) 有害捕獲

鳥獣被害防止総合対策交付金(農林水産省)等を活用し、以下のとおり有害捕獲を実施する。

## ① 有害捕獲実施計画

全市町村で実施計画を定め、計画に沿った効率的な取組を推進する。

## ② 有害捕獲関連対策

- くくりわなの購入(部品含む):6市町
- ・ はこわなの購入:4市町

## (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業(環境省)を活用し、県内全域における捕獲を強化する。

- 実施区域:岩手県全域
- 実施主体:岩手県
- 捕獲時期:令和2年11月~令和3年2月実施方法:認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

### (4) 捕獲の担い手の確保・育成

### ① 狩猟免許試験の開催

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許試験を3回開催する。

## 狩猟免許試験実施予定

| 開催<br>回数 |     | 会場       | 開催日                  | 備考                                      |
|----------|-----|----------|----------------------|---|
|          | 奥州市 | 水沢地区センター | 7/11 (土)<br>7/12 (日) | 実施済                                     |
| 3回       | 山田町 | 山田町中央公民館 | 9/13 (目)             | *************************************** |
|          | 矢巾町 | 矢巾町公民館   | 12/13 (日)            |   |

## ② 狩猟免許試験予備講習会の開催

狩猟免許試験受験者の合格率の向上を図ることを目的として、狩猟免許試験予備講習会を無料で開催する。なお、予備講習会は、概ね狩猟免許試験の2週間前に開催する。

#### 狩猟免許試験予備講習会

| 開催回数 |     | 会場       | 開催日       | 備考  |
|------|-----|----------|-----------|-----|
|      | 奥州市 | 水沢地区センター | 6/27 (土)  | 実施済 |
| 3回   | 山田町 | 山田町中央公民館 | 9/30 (日)  |     |
|      | 矢巾町 | 矢巾町公民館   | 11/29 (目) |     |

## ③ 市町村の担い手確保対策

15 市町において、狩猟免許取得者への手数料補助等を実施する。

### ④ 新規狩猟者の確保・定着推進

捕獲の担い手である狩猟者の新規確保及び定着の推進を図るための研修会等を開催する。

- ・ 一般県民を対象とした捕獲の担い手研修会:8月
- ・ 一般県民を対象としたイベントにおけるハンターブース出展:10~11 月予定
- ・ 狩猟免許取得後3年以内の狩猟者を対象とした捕獲の担い手スキルアップ研修会:12月

#### (5) 捕獲の取組

イノシシの推定個体数は、平成27年度に環境省が公表した東北地方(岩手県、宮城県、福島県) における平成24年度末時点の約105千頭(中央値)とされている。

本県のイノシシの捕獲数は、平成 25 年度から増加し、令和元年度には狩猟 11 頭、有害鳥獣捕獲 145 頭、指定管理 190 頭の計 346 頭を捕獲している。

また、イノシシの生息域は拡大傾向にあり、さらに捕獲圧を高める必要があることから、野生鳥 獣の生息状況アンケート調査結果を踏まえ、イノシシの生息状況等の情報を関係機関と共有し、効 率的な捕獲に努める。

## 2 被害防除対策

#### (1)被害防除体制の整備

岩手県鳥獣被害対策連絡会及び各地域鳥獣被害対策連絡会における会議や研修会の開催等により被害防除体制の整備を推進する。

#### ① 鳥獣被害防止対策研修

被害防止対策や侵入防止柵設置対策等の指導者や実践者を育成するため、講義と現地実習を行う。

- 実施時期:令和2年5月~令和3年3月
- 実施場所:北上市、一関市、宮古市、軽米町
- 対象者:農業者、農業関係機関・団体職員、市町村職員、農業改良普及員等

#### ② 侵入防止柵の技術実証

恒久電気さく等の効果的な活用方法について実証を行う。

- · 実施時期:令和2年6月~令和3年3月
- 実施場所:大船渡市

#### ③ 地域ぐるみの被害防止活動モデル地区の設置

鳥獣被害対策実施隊と農業者に加え、住民も参加する被害防止活動の支援を行う。

• 実施時期:令和2年6月~令和3年3月

• 実施地区:紫波町、奥州市、北上市、釜石市、岩泉町、大船渡市

### (2) 農業被害防除対策実施計画

鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した被害防除対策を各市町村において実施する。

・ 侵入防止柵の設置:13 市町村

· 研修会の開催や追い払い活動等の実施:23 市町村

#### 3 モニタリング調査

科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、捕獲及び農業被害状況について情報を収集するとと もに生息状況調査等のモニタリング調査を継続的に実施する。

## (1) 捕獲情報の収集

狩猟、有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲について捕獲報告票等から頭数、場所、性別及び猟 具の種類等の基礎データを収集する。

## (2)農業被害の収集

農業振興課において、市町村を経由して農業被害について情報収集する。

## (3) 生息状況調査

県内の農業集落における野生鳥獣の生息状況、農業被害等の分布や動向を把握するため、農業集落の代表者等を対象にアンケート調査を継続実施する。

#### 4 その他管理のために必要な事項

### (1) 生息環境管理

市町村に対し、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いの推進、伐 採跡地や有休農地等の適正な管理の推進について周知を行う。

## (2) 地域住民等への普及啓発

地域ぐるみの被害防止対策のための研修会を開催し、鳥獣被害対策に対する地域住民の意識啓発を図る。

#### (3) ドローンを活用した農作物の鳥獣被害対策

より効果的な有害捕獲や被害防止対策の立案等に資することを目的として、ドローンを活用した集落環境調査実証を実施する。

## (4) 認定鳥獣捕獲等事業者研修

認定鳥獣捕獲等事業の従事者を対象とした研修会において、鳥獣保護管理法及び認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要に関して説明を行う。